

**所得の計算方法（不育症治療支援事業）**

※前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得について、 $A - B = C$ く夫婦合わせて400万円の方が対象です。

※市県民税(所得・課税)証明書により夫婦それぞれ計算し合計してください。マイナスになる場合は0円となります。

<b>C</b>  不育症治療支援事業における所得金額 （400万円未満が対象）	=	下記の合計金額	A	-	下記の合計金額	B
	総所得金額		一律控除	8万	80,000	
	退職所得金額		雑損控除	実額		
	山林所得金額		医療費控除	実額		
	土地等にかかる事業所得等の金額		小規模企業共済等掛金控除	実額		
	長期譲渡所得の金額		障害者控除 (特別障害者控除)	27万 (40万)		
	短期譲渡所得の金額		寡婦(夫)控除 (寡婦特例控除)	27万 (35万)		
	先物取引にかかる雑所得等の金額		勤労学生控除	27万		